

第二十四回国 参議院地方行政委員会會議録第六号

昭和三十一年二月二十八日(火曜日)午前十時二十一分開会

委員の異動

本日委員中田吉雄君及び後藤文夫君辞任につき、その補欠として大倉精一君及び石黒忠篤君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長

松岡 平市君

理事

石村 幸作君 伊能 芳雄君 森下 政一君 小林 武治君

委員

小橋 治和君 笹森 順造君 佐野 廣君 田中 啓一君 安井 謙君 大倉 精一君 加瀬 完君 岸 良一君 太田 正孝君

政府委員

自治庁行政部長 小林興三次君 自治庁税務部長 奥野 誠亮君 事務局長 常任委員 福永興一郎君 会専門員

説明員

自治庁次長 鈴木 俊一君

本日の會議に付した案件 ○地方税法の一部を改正する法律案 (内閣送付、予備審査) ○地方公務員法等の一部を改正する法律案 (内閣提出)

○委員長(松岡平市君) これより委員會議を開会いたします。委員の異動がございましたので御報告申し上げます。本日委員後藤文夫君は辞任されました。新たに石黒忠篤君が委員に任命されました。

○委員長(松岡平市君) 去る二十二日地税法の一部を改正する法律案が當委員會に予備審査のため付託されました。つきましては、この際、本案について政府の提案理由の説明を聴取しておきたいと存じますが御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり ○委員長(松岡平市君) 御異議ないと認めて、地方税法の一部を改正する法律案を議題に供します。政府の説明を求めます。

○國務大臣(太田正孝君) ただいま予備審査の議題に供されました地方税法の一部を改正する法律案につきましても、その提案の理由及び内容の概略を御説明申し上げます。

政府は、明年度において地方財政の再建並びにその健全化をはかることを重要施策の一つといたしているのであり、この方針のもとに、あとうり、または納付するようにいたし、この制度につきましては、別途「国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律案」として御審議を願うことにいたしております。なお、このほか、地方税法自体におきましても、同様の趣旨により、日本放送協会及び日本中央競馬会の所有する固定資産に対する非課税制度を廃止することとしたのであります。

その改正の方針といたしますと、第一に、非課税範囲を縮小し、租税負担の均衡化をはかりながら増収を期待することであり、きわめて特別の場合を除きますれば、一部の人または物等について非課税を認めることは、税制上極力避けるべきであり、特に地方税の場合においてしかりでありまして、この意味におきまして、今回、地方における自主財源充実の観点から、大幅な増収を期待し得るものについて非課税範囲の縮小をはかったものであります。すなわち、従来固定資産税を課されていなかった(1)園及び地方団体の所有する固定資産のうち園及び地方団体以外の者が使用しているもの(2)国有林野の土地、(3)地方団体の所有する発電施設、(4)日本専売公社、日本国有鉄道及び日本電信電話公社が直接その本来の事業の用に供する固定資産等に対して固定資産税相当額の負担を求めるといたしましたのであります。

方針の第二は、受益者負担の制度を擴張いたしました。施設充実に要する財源を確保することであり、国民の租税負担が一応限界に達しているに於いては、現在のままにして、さらに施設充実に要する財源を確保するに、その充実に施設充実に要する者に負担を求めるとは、やむを得ないことであり、反面その財源は關係の事業に充てることが適当であると考えられますので、この趣旨のもとに、目的税制度を拡充しようとするものであります。その一は、道府県税としての軽油引取税の、その二は市町村税としての都市計画税の創設であります。

方針の第三は、税務行政の規律を明確化することです。税務行政の規律を明確にすることによって納税者の納得を得ることができ、またその取扱いに公正が期せられるのでございまして、このことは、納税秩序を確立するための基本的な条件であると考えられます。今回、不動産取得税における住宅の定義、遊興飲食税における徴収猶予の制度、自動車税における課税方

式等について改正いたそうとしておりますのは、いずれもこの趣旨に基くものであります。

方針の第四は、財源調整の機能を強化するための措置をとることであり、このたびの改正により、かなり大幅に自主財源の増強をはかっているのではありませんが、なお自主財源の不十分な地方団体に対しましては、別に提案いたしました「入場費と税法の一部を改正する法律案」によりまして入場費と税制度の持つ財源調整の機能をさらに強化し、そこから得られる財源を振り向けることとするのもやむを得ないものといたしているものであります。

以上の方針による改正のうち、地方税法に関するもの内容の概略を御説明申し上げます。

第一は、総則に關する事項といたしまして、現在個人の道府県民税は、原則として市町村が市町村民税とあわせて賦課徴収することとなっているのであります。市町村が徴収した道府県民税が過誤納となつた場合、納税者及び市町村の双方の便宜をはかり、他の市町村税の場合と同じく、これをその市町村税の場合と同じく、これをその納税者の未納の市町村税に充当することができるとするものであります。

特定の場合に道府県が個人の道府県民税と市町村民税をあわせて徴収した場合における事例についても同様に取り扱うこととしております。

第二は、道府県民税及び市町村民税に關する事項といたしまして、その地方団体内に事務所、事業所を有しない

が、寮、クラブ等を有する場合に均等割を課することができるとしたものであります。これによる増収額は三百万円程度であります。また給与所得者のうち年金受給者のごとく特別徴収によることが著しく困難であると認められる事情がある者に対しては、普通徴収の方法によることができることとしたのであります。

第三は、不動産取得税に関する事項といたしまして、住宅の定義を「一人の居住の用に供する家屋又は家屋のうち人の居住の用に供する部分」と改めることとあります。これによって併用住宅を建築した場合は常にその住宅部分について百万円の基礎控除の特典が認められることとなるのであります。

第四は、娯楽施設利用税に関するものであります。学生、生徒等のスケート場の利用に對しましては、すべて非課税とすることとしたのであります。これは学校によつてはスケートを正料としているところもありまして、学生については、スケートを娯楽の見地から律するよりもスポーツの見地から律する方が適當であると考えられるからであります。これによる減収額は三千八百万円程度であります。またパチンコ場等に対する本税の徴収方法について、従来の申告納付のほか、道府県長の選定により、普通徴収の方法によることのできるものとしたのであります。

第五は、遊興飲食税に関するものであります。従来遊興飲食税の徴収については、衛生主義の立場から行為の行われた月の翌月にその行為にかかる税額をすべて納入することになつていたのであります。昨年十一月公給徴収

証制度の実施に伴つて特別徴収義務者は遊興飲食等の行為のあったときに、料金が及び税額を受取るいなどにかかわらずなく、すべて領収証または領収証となるべきものを作成することとなりましたので、料金が滞掛するところにかあるいは現実に収入になつていないか、領収証制度を忠実に履行しているか限りは明確になつておりませんので、その種のものについては売掛部分について三月以内の徴収猶予をすることができるとし、この部分については延滞金を免除するものとしたのであります。また、貸し倒れとなつた場合等には、すでに遊興飲食税を立てかえて納入しているときは還付し、まだ納入されていないときは、納入の義務を免除することとしております。

第六は、自動車税に関する改正であります。その一は従来揮発油には揮発油税及び地方道路税が課せられておりました。揮発油にはそれがなかつたので、その間の負担の均衡を保つため、軽油自動車に対する税率を揮発油自動車とのその五割増に定めていたものであります。今揮発油引取税が創設されることとなりまして、この税率区分を廃止し、揮発油自動車に対する税率を揮発油自動車に対する税率まで引き下げることとしたのであります。これによる減収額は、昭和三十一年度二億九千七百万円の見込みであります。その二は、自動車の所有者が交つた場合、都道府県間に異動があつた場合等における従来の取扱を改め、すべて月割をもつてそれぞれ課税することとしたのであります。さらに、年の中途で自家用車から営業用に變更になったこと等により、その適用税率が異なることとなつた場合も、それぞれの月割額の合算で課税することとしたのであります。その三は、所有権留保付売買があつた場合は、実際の使用者である買主に対して課税することができるとしたのであります。最近自動車の日割販売が相当行われていて、買主が負担する契約をしていながらもかわらざ、現行法では販売会社に課税しなければならぬこととなり、実際の納税上種々の不便があつたのを是正しようとするものであります。

第七は、固定資産税に関するものであります。日本放送協会及び日本中央競馬会の所有する全固定資産を非課税の範囲から除くこととし、特に日本放送協会が所有する固定資産で直接その本来の事業の用に供するものに対しては、その公共性にかんがみ、課税標準は価格の二分の一、昭和三十一年度においては、激変を避けるため四分の一といたしてあります。この改正による増収額は昭和三十一年度八千九百万円、平成九千九百万円の見込みであります。第八は、電気ガス税に関するものであります。日本国有鉄道が直接一般交通のための旅客または貨物の運送の用に供する電気に対しては、電気ガス税を課さないこととし、一般の地方鉄道事業者におけると同様の取扱をいたすのであります。これによる減収額は、昭和三十一年度四億四千万円見込みであります。

第九は、目的税として揮発油引取税を創設しようとするのであります。揮発油引取税は、すべての都道府県が課税するものとし、特別業者からの小売人または消費者の軽油の引き取りを課税客体とし、納税義務者はその引き取りを行う者としたのであります。徴収は特別徴収の方法によることとして、特別業者を特別徴収義務者とし、毎月引き渡した軽油の容量を課税標準とし、営業所所在の道府県にその翌月の十五日までに申告納入することとしております。なお、代金決済の実態に照し、揮発油税の徴収と同じく、担保を提供した場合は、二月を限つて徴収猶予を認めるとしてあります。税率は一キロリットルにつき六千円であり、揮発油に対する揮発油税及び地方道路税の合計額一キロリットルにつき一万三千円の約半額であります。本税は、目的税であることから、道路との関連の有無、免税手続きの難易等を勘案して免税の範囲を定めてあります。すなわち、船舶の主たる推進機関の動力源に供するもの、国が設置管理する航路標識の光源に供するもの、鉄道車両または軌道車両の主たる推進機関の動力源に供するもの、その他これに類するもの陶磁器の製造工程における焼成用に供するもの、その他政令で定める事業を営む者が政令で定める用途に供するもの等については免税措置を講じてあります。本税の収入は、その徴収に要した費用に充てた残額は、すべて地方道路護身税の場合と同様に、道路に関する費用に充てるとされるのであります。なお、五大市の長がその区域内の国道及び府県道の管理責任者とされておりますので、五大市所在の府県は、その徴収した揮発油引取税を道路の面積を基準として五大市に交付することとし、五大市はその交付された額を道路に関する費用に充てなければならぬこととしてあります。本税

第十は、同様に目的税として都市計画税を創設しようとするのであります。市町村は、都市計画事業に要する財源に充てるため、都市計画税を課することができるものとして、いふのであります。課するべきは市町村の任意であります。この税は、都市計画区域として決定された区域の全部または一部の区域で市町村の条例で定めるものうちに所在する土地及び家屋に対して課することとし、課税標準は固定資産税の場合と同様その土地及び家屋の価格とし、税率は百分の〇・二をこえることができないこととしてあります。徴収については、固定資産税とあわせて行うことにより、手續の煩雑化を来たさないよう配慮いたしてあります。目的税でありますので、収入は全部都市計画事業または土地地区画整理事業に要する費用に充てなければならぬものとしてあります。収入額は昭和三十一年度三十億三千九百万円、平成三十四年三十七億七千万円と見込んであります。

以上のほかなお次のような点についての改正をいたしてあります。その一は、自動車損害賠償責任保険にかかる収入金額を正味収入保険料の百分の十とするのであります。この保険が強制保険であることと、その付加保険料の割合が低いことにかんがみまして、現在の百分の三十五を引き下げようとするものであります。これによる減収額は七百万円程度であります。その二は、外航船舶を運航する法人の事業税の課税標準である所得の算定

その二は、自動車の所有者が交つた場合、都道府県間に異動があつた場合等における従来の取扱を改め、すべて月割をもつてそれぞれ課税することとしたのであります。さらに、年の中途で自家用車から営業用に變更になったこと等により、その適用税率が異なることとなり、その適用税率が異なることとなつた場合も、それぞれの月割額の合算で課税することとしたのであります。その三は、所有権留保付売買があつた場合は、実際の使用者である買主に対して課税することができるとしたのであります。最近自動車の日割販売が相当行われていて、買主が負担する契約をしていながらもかわらざ、現行法では販売会社に課税しなければならぬこととなり、実際の納税上種々の不便があつたのを是正しようとするものであります。

その二は、外航船舶を運航する法人の事業税の課税標準である所得の算定

について特例措置を定めることであり
ます。御承知のように、海運業に対し
ましては、収入金額を課税標準として
課税しております。昭和二十九
年四月一日以後所得を課税標準とし、
その所得の計算は法人税の計算の例に
よつて算定することに改めたものであ
りますが、その際、法人税の所得の計
算上損金とすることを認められる減価
償却額のうち、いまだ損金経理の行わ
れていないいわゆる減価償却不足額の
莫大なものをかかえており、それは、
所得を課税標準とすることになつて
も、事業税においては当然に直ちには
損金として繰り越されないため、自来
法人税と事業税との間に所得の計算が
異なることとなつたのであります。こ
のこと自体は、たゞに税務行政上その
所得計算を二重にしなければならぬ
ばかりでなく、そもそも海運業のわが
国経済に占める特殊な地位にかんが
み、国策として海運業を助長してい
る際でもありますので、法人税におけ
る場合と同様の取扱いをいたすこと
によつて、所得課税に切りかえた時期
における減価償却不足額の損金として
繰り越しは認めることとし、また欠損
金の取扱についても減価償却不足額の
取扱いとの均衡をとるため、同様に法
人税について認められる損金としての
繰り越しは認めることとして、税額算
定の簡易化をはかることにいたしたい
と考へております。

その三は、国民健康保険税につきま
して、被保険者一人当りの保険税額や
療養給付費の増大に伴い、課税限度額
を現行の三万円から五万円に引き上げ
ることとをいいます。

その四は、軽油引取税及び都市計画
税の創設に伴い、「日本国とアメリカ
合衆国との間の安全保障条約第三条に
基く行政協定の実施に伴う地方税法の
臨時特例に関する法律」の一部を改正
いたしました。軽油引取税にあっては
合衆国軍隊及び国際連合の軍隊等が軍
隊等の用に供する軽油の引き取り、都
市計画税にあっては軍隊等の所有す
るものに対しては課税しないこととし
ております。

以上御説明申し上げました地方税法
の改正案による昭和三十一年度の増収
見込額は入場護身税、国有資産等所在
市町村交付金及び納付金を含めて百二
十億三千九百万円となります。平年度
におきましては百八十三億八千四百万
円の見込みであります。

第二部 地方行政委員会会議録第六号 昭和三十一年二月二十八日 【参議院】

税の創設に伴い、「日本国とアメリカ
合衆国との間の安全保障条約第三条に
基く行政協定の実施に伴う地方税法の
臨時特例に関する法律」の一部を改正
いたしました。軽油引取税にあっては
合衆国軍隊及び国際連合の軍隊等が軍
隊等の用に供する軽油の引き取り、都
市計画税にあっては軍隊等の所有す
るものに対しては課税しないこととし
ております。

以上御説明申し上げました地方税法
の改正案による昭和三十一年度の増収
見込額は入場護身税、国有資産等所在
市町村交付金及び納付金を含めて百二
十億三千九百万円となります。平年度
におきましては百八十三億八千四百万
円の見込みであります。

以上をもつて今回提案いたしました
地方税法の一部を改正する法律案の提
案理由及び内容の概略の説明を終るこ
とといたします。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに
本法律案の成立を見ますようお願いい
たす次第であります。

○委員長(松岡平市君) 本案につきま
しては、適当な機会にさらに詳細なる
説明を聴取し、質疑に入ることとし
て、本日はこの程度にいたして御異議
ございませんか。

院先議、を議題に供します。
本案に対する政府の提案理由の説明
はすでに聴取いたしてありますので、
これより質疑に入ります。御質疑のお
ありの方は御発言願います。

○加瀬完君 提案理由の説明は先般担
当大臣から伺つたわけでございませ
んが、一そう法案の改正点を明確にさせ
るために、次長もお見えのようござい
ますから、提案説明を補足する意味
でさらに具体的ないろいろの問題につ
いて、もう一度説明の補足をしていた
だきたいと思ひますが、委員長の方
よろしくお取り計らいいただきたいと
思ひます。

○委員長(松岡平市君) 次長よろし
うございませぬ。それでは地方公務員
法等の一部を改正する法律案につ
いて、現行法との関係その他について、前
回の政府の御説明と重複を避けるよう
にして、一応各委員のわかりやすいよ
うな御説明を願うことにいたします。

○説明員(鈴木俊一君) それでは、地
方公務員法等の一部を改正する法律案
要綱というものがお手元に御配付
申し上げてあるかと思ひますが、その
要綱につきまして御説明を申し上げた
と思ひます。

第一点は、「市町村の公平委員会を
廃止し、その事務は、都道府県の人事
委員会が処理するものとする」と、
この点は前回提案をいたしてございま
した地方公務員法の改正案の中にもう
たつておりました点でございまして、
全く同様でございませぬ。その趣旨は、今
日市町村に公平委員会が置かれてお
るわけでございませぬが、不利益処分
の審査を中心とするこの任事は、この公
平委員会の制度ができてから今日

まで、全市町村を通じましても百件ぐ
らいの程度でございまして、非常に件
数も少い。また、市町村ごとにこうい
う公平委員会を置かなくても、真に不
利益処分を審査するにふさわしいよう
な人を得ることがなかなか困難であ
る、そういうような状況から、今日す
でに府県の人事委員会に委託をいたし
ましたり、あるいは合同して、共同で
公平委員会を設置するというような便
法が設けられておるわけでございま
す。その趣旨をさらに徹底をいたしま
して、府県の人事委員会が市町村の公
平事務を処理するようにいたしたい
というのがこの趣旨でございませぬ。た
だし、今日人事委員会が残つておりま
すのは、五大市を除きますと、仙台市
だけでございませぬ。その部分だけはそ
のまま残しておいて、公平事務がそこ
に残る、こういうことになるわけでご
ざいませぬ。それは附則においてその点
を明かにいたしておきます。

次に第二点は、「地方団体は、条例
で停年制を定めることができるものと
し、停年制を定めるに当つては、職員
の職の特殊性並びに退職年金及び退職
一時金の制度との関連について適当な
考慮を払わなければならないものと
すること。なお、市町村立の義務教育
学校の職員の停年制は、都道府県の条
例で定めるものとする」と、この点
でございませぬ。停年制は、前回提案を
いたしてございませぬ。今入つていな
かったわけでございませぬが、今回これ
を新しく加えまして御提案を申し上げ
た次第であります。停年制につきま
しては、かねていろいろ御議論があつた
わけでございませぬが、地方制度調査会
におきまして、二回にわたつて停

年制の施行実施につきまして、政府に
対する答申がございました。政府はそ
の点を考慮いたしまして、今回加える
ことにいたしましたわけでございませぬ。要
するに職員の停年制につきましては、
地方公務員法が施行になります以前に
おきまして、ことに市町村におきま
しては相当程度にこの停年制が制度とし
て行われておつたのであります。現
在の地方公務員法におきましては職
格性がございませぬ限りは、年令の
適格性がございませぬ身分を保障するとい
う建前になつておるわけでございませぬ。新陳
代謝といふことができない。停年制
を設けることは法律上違法ではないか
という議論があるわけでございませぬ
と、今回その点を明らかにいたしまし
て、条例で停年制を定めることができ
る、こういうふうにしよつたということ
であります。ただ、そういう停年制を
定めます場合には、いかなる年令を
停年に定めてもよろしいかというの
は、職員の職の特殊性、年令に影
響を及ぼしますような職員の職の特
殊性というものを考慮して、停年制を
定める場合の年令を定めなければなら
ないし、また退職年金、退職一時金、
要するに恩給等がもたらえる年令とい
うものとの関連を考慮して停年制を定め
なければならぬということ、念の
ために法律の上にも明らかにいたしまし
て、停年制をやるのとやらないとは各地方
団体がその実情に即して条例に基
いてやる、やろふと思ふならばやれ
る、こういうふうにしよつたというの
が今回の案でございませぬ。

なお義務教育学校の職員につきま
しては、今日の建前では御承知のごとく
公務員としては市町村の公務員と、こ

第二部 地方行政委員会会議録第六号 昭和三十一年二月二十八日 【参議院】

ういうことになっておるわけでございますから、従って停年制も各市町村にとに放っておけば作らなければならぬ、こういうことにならなければならぬ、それが今日給与の負担が府県になつておる、退職年金の負担も府県になつておる、この関係上、これは都道府県の条例で統一する、やらないを定めるのがよろしいというので、教育公務員法に対する特例といったしまして、都道府県の条例で義務教育職員の停年制をやるといふことにいたしました。

第三点は「地方公共団体は、当分の間、条例で定めるところにより、臨時待命制度を実施することが出来るものとする」と。なお、市町村立の義務教育学校の職員の臨時待命制度は、都道府県の条例で定めるところとする。臨時待命の制度は、二十九年度及び三十一年度におきまして国家公務員につきましてもまた地方公務員につきましてもこのような名前の制度ができておつたわけでございますが、これは最長十カ月を限度として、やめさせるという場合に、臨時待命という名前で指名をいたしました。その指名された者は勤続二十年以上の者は十カ月臨時待命という形で仕事はしないが給与をもらへる、こういう制度を作つたわけでありませぬ。その制度は、国家公務員につきましてもすでに失効いたしておりますが、警察職員につきましてもなお効力を持つておるのであります。この点に関連をしまして、やはりこれも昨年地方制度調査会の答申がございまして、休職と同じような、要するに一定の期間経過した

しましたならば失職になるような制度を考へるべきである、職務はとらないが一定期間経過すればやめるというやうな、ちよつと昔の休職制度のようなものを考へてもらいたいという答申があつたのでございませぬ。政府としましては、今日の公務員制度上の休職といふのは、復職を前提とするものでございませぬので、一定期間経過によつて当然に失職するといふような古い官吏制度時代の休職といふものはないのでございませぬので、そういう形の休職制度はとれない、しかし実質において同じような考え方に立ちますところの臨時待命といふ制度をそれで規定することがよろうといふので、実は今回の臨時待命の制度を置き加へまして提案申し上げたような次第でございませぬ。なお義務教育学校の職員につきましても、停年制と同じように、本来は市町村の条例で作るべきでございませぬが、恩給制度等の関係もございませぬので、都道府県条例でやる、こういう形にいたしておるのであります。

それから第四が、「退職年金及び退職一時金並びに退職手当の支給に関する異議の審査制度を整備するものとする」と。という点であります。これは、現行法によりまして、地方公務員法上には特別にこの異議審査の制度がございませぬので、一般法であるところの地方自治法によりまして給与の給付に関する、異議として長年教育委員会等に対して異議の申し立てをする、異議の申し立てがあれば議事に附して決定をする、こういうやうな格好になつておるのでございませぬ。しかしながら今日この人事委員会に制度があるわけをございまして、人

事委員会の構成、任務等から考へまして、退職手当の支給に関する異議は、必ずやらせたい長が自己審査をするといふよりも、むしろ人事行政を専門とするところの人事委員会の審査に付することの方がより合理的であるといふことで、府県の人事委員会に異議の審査をしてもらふといふふうにした。その点が第四点であります。

それから第五点は、「任用候補者名簿の提示方法を簡素化するものとする」と。という点であります。この点は一つの職の職員を採用いたします場合に、五名の候補者を試験に合格した者のうちから作りまして、それを人事委員会が提示する、こういう格好になつておるのであります。この点は従来からも採用権につきまして不当な制約を加へて、かえつて不都合であるといふやうな議論があつたわけをございませぬので、その点を今回は五名というやうな制度をはずしまして、人事委員会の規則に細部の事項を譲ることにしたのであります。実質的には今日國家公務員につきましても五級職以下の家公務員につきましても五級職以下の者につきましては、いかなる職位の者でも、いやしくも採用試験に合格しておられます者は任用権者が採用できる、こういう人事院規則が出ておりますが、それと同じやうな形におきまして、地方におきましても任用の際におきまします任用権者の選択の範囲を広くするやうにいたしたいといふのがこの第五点であります。

試験を受ける者は非常に多数ございまして、東京都のごときは方に近い数に達するといふやうな状況であります。これらの試験につきましては相当多くの経費を要しますので、受験者に対して一定の受験手数料を徴収してその経費の一部に充てるといふことを行なつてもいいのぢやないか。現に國家公務員につきましても同様なことを実施いたしておりますので、地方につきましても受験手数料を徴収することが出来るようにいたしたい、こういうのが第六点の改正でございませぬ。大体今回改正したいと考へておりますのは以上の点でございませぬ。

それから第六点は、「採用試験について受験手数料を徴収することが出来るものとする」と。という点であります。今日地方公務員になりませぬために人事委員会が行いますところの採用試験を受ける者は非常に多数ございまして、東京都のごときは方に近い数に達するといふやうな状況であります。これらの試験につきましては相当多くの経費を要しますので、受験者に対して一定の受験手数料を徴収してその経費の一部に充てるといふことを行なつてもいいのぢやないか。現に國家公務員につきましても同様なことを実施いたしておりますので、地方につきましても受験手数料を徴収することが出来るようにいたしたい、こういうのが第六点の改正でございませぬ。大体今回改正したいと考へておりますのは以上の点でございませぬ。

○委員長(松岡平市君) その点につきまして、なるべくすみやかに資料を御提出願ひます。

○加瀬完君 もう一つ、國家公務員法に、地方公務員法が制定されましたときに、停年制なり、あるいは待命制度なりといふものが特に設けられなかつた理由といふのはどういふことであつたのですか、これは委員会における質疑、あるいは法案制定の過程におけるこの問題についての見解でも、資料がありましたら、あわせて御提出いただきたいと思ひます。

○説明員(鈴木俊一君) この点はおよく速記録を私どもの方でも調査いたしましたして、御要求のものがございませぬれば急いで手配をして差し上げたいと思ひます。

○委員長(松岡平市君) それでは、これは調査室の方でもそういうものについてはおねがひがね研究しておられることだと思ひますから、資料を探されて、自治庁でも探されて、そうしてなるべくすみやかに自治庁で何か資料があれば提出するようにお祈り願ひたい。よろしくございませぬ。

○小幡治和君 この停年制の問題ですが、停年制を特に今度定められたというその立法理由、それはまあ財政的に高給者に勇退してもらふといふことなのか、それとも能率的に新陳代謝といふことを主として考へておられるのか、どつちなんですか。

○説明員(鈴木俊一君) 停年制の制度それ自体は、あくまでもこれは新陳代謝といふことなのであります。一定の年令に達したとしても能力が減退しない人に対して、要するに適格性を備へておる人に対しては、これは考へ方によ

れば、そういう人に職にさらにとどまらざるがよいのかもしれない。しかし今日ほとんど新しい学校の卒業生が出て参つて、その間新陳代謝が行われぬことになり、やがて清風の氣風を注入することもできませんし、いたしまさるの、やはり正常な姿で、毎年、一年づつ卒業生が加わつてきますならば、官庁等に勤務しております者も毎年一歩づつ交代をして、その席を譲つて行くと、

この新陳代謝の建前が可能であるようにいたしたいというのが、今回の停年制を施行しようとする根本の理由であります。ただ今日まで地方公務員法上停年制を施行できなかったわけでございますから、事実上任意的な話し合いの措置によつて停年制のような形で、一定の年令に達した者にはやめてもらふ、こういうようなことをやつて

おつた団体もあるようでございませうが、そうでない団体には相当高年令の人もあるようであります。そういうふうなところに、もし条例によつて停年制を実施するということになりますと、その第一回の年におきましては、新陳代謝が一時に数年分といひますか、相当の分まで行われるわけでございます、これにかわつて全員新しい卒業生を入れるということでありませう、これは新陳代謝でありませう、やはりそういうことでなくて、一定の限度のものしか交代としては入れないということになりますと、そこにその程度の整理が行われるということになるわけでございます。将来的に永久的な制度として考えますと、先ほど申し上げましたような新陳代謝という

が、施行の当初におきましては、そういうようなことが団体によつては若干起るだらうかと考えます。

○小幡治和君　そういう点だらうと思ふのですが、そうすると、ほんとうの人事行政の面から見ると、大体これで行く例を作るとなると、あるいは五十なり五十五というふうなことにきめて行くことになると、そこに非常に冷い年令の定規によつて処してしまふということになる。警が出てくるということをお私心配するので、むしろ五十なり五十五というふうなところは、人間としては一番経験として身につけてきたところだし、また人格的に円熟して行くときだし、これからはほんとうに仕事ができるというときに、むしろその冷い定規で定められて、そうして来るで未熟な若い者がそこへ出てくるということになると思ふ。そういう点でここに職の特殊性というものを法案に入れておきますが、私は人の特殊性というものをなせ考へなかつたか。すなわちその人が非常に技術的にほかの人と比べてかえがたいというなりつばな技術者であり、あるいはその人が人格的に見るとその部門の行政について非常に他の者をもつてかえられないほどのりつばな者であるというふうな者を、冷い停年制でもつて処してしまふということとは非常に惜しいという気がするのですが、そういう面がかくおそれる所になりがちだと思ふので、そういう点についてどう考えられますか。私は職の特殊性のほかに、人の特殊性というものをいれたいというふうなことを考えますが、どうですか。

○説明員(鈴木俊一君)　ただいまの点は、ごもつともなことでございますが、この法案におきましては、停年制を定めるのはこれは各団体が自主的に定める。定める場合の一つの要件として、恩給との関係とか、その職務の性質と

いうものを考へて定めなさい、一律一に機械的にということのみを目標にしないで、こういうふうな点にも考慮しなさい、ということをお念のため書いたのでございますが、ただいまの点はひとり職のみならず、人についても考へるということでございます。この点は、たとえは余人ももつてかえたい地位におる人、そういう人について特別のほかにいをするということ、これは条例の上でそういう表現をもつてうたへばそれでいいわけでございます、そういうことを一切認めないという趣旨ではないのであります。要するに条例で自主的にいかうにもきめられる。ただその際の条件として、今の職員職の特殊性と年令との関係からの考慮、こういうことを念のためうたへたわけでございます、御指摘のような点も、条例の上でうたへばそれも可能であります。

○小幡治和君　それはそうだらうと思ふのですが、しかし職の特殊性ということを特にここにうたへた以上は、やはり人の特殊性というものがむしろ大事だと思ふのです。そういう点も入れておいて、そうして各府県の条例の一つの基準として、職としての特殊性というものを考へるということ、言つてやつた方がいいじゃないかというふうには思ふのです。その点も一ぺん再考していただきたいということですが、それから考年ということ

は、ごもつともなことでございますが、この法案におきましては、停年制を定めるのはこれは各団体が自主的に定める。定める場合の一つの要件として、恩給との関係とか、その職務の性質と

いうものを考へて定めなさい、一律一に機械的にということのみを目標にしないで、こういうふうな点にも考慮しなさい、ということをお念のため書いたのでございますが、ただいまの点はひとり職のみならず、人についても考へるということでございます。この点は、たとえは余人ももつてかえたい地位におる人、そういう人について特別のほかにいをするということ、これは条例の上でそういう表現をもつてうたへばそれでいいわけでございます、そういうことを一切認めないという趣旨ではないのであります。要するに条例で自主的にいかうにもきめられる。ただその際の条件として、今の職員職の特殊性と年令との関係からの考慮、こういうことを念のためうたへたわけでございます、御指摘のような点も、条例の上でうたへばそれも可能であります。

○小幡治和君　それはそうだらうと思ふのですが、しかし職の特殊性ということを特にここにうたへた以上は、やはり人の特殊性というものがむしろ大事だと思ふのです。そういう点も入れておいて、そうして各府県の条例の一つの基準として、職としての特殊性というものを考へるということ、言つてやつた方がいいじゃないかというふうには思ふのです。その点も一ぺん再考していただきたいということですが、それから考年ということ

うものをどういうふうな考へておられるか。さつきの新陳代謝というものが主であるとするならば、若朽というものを残す必要はないと考へるのですが、そういう点についてはどう考へておられるか。

○説明員(鈴木俊一君)　若朽というのは、要するに若いけれども適格性がなない、こういうものだらうと思ふのであります。そういうものは今日の制度におきましては、適格性がなないのならば、これは排除できる建前になっておるわけでございますが、実際適格性がなないからといってやめさせることとは、なかなか実際問題としてできないといふことではあります。しかし制度上は、適格性がなないものならば排除できるといふ建前に今日すでになつておるわけでございます。

○小幡治和君　どうも停年制というものを考へると、結局停年まではどんな若朽でも、これは身分が保障されておるので、悪いことさえしなげやばこを吸つてぼんやりしておつてもいいのだ。しかし今度停年制が定められれば、一生懸命勉強して、すばらしい人がつばな技術者になり、人格者になつても停年がくればやめてしまふ、そこに非常な欠陥があると思ふのです。人材という面において……これをやるのには、どうしても私は停年になつても、その人が実際にいふほどであるならば残しておく、また停年にならなくても、その人がさつぱりだめならば、これを簡単に処置できる、今のところあなたはそのうとを考へる法律的にはできにくい。それをある程度簡単に

○説明員(鈴木俊一君)　停年制というのは、要するに職員の概数を観察いたしまして、多くの職員、通常の能力を備えて居る者は、一定の年令まで勤めて、そのかわりにある時期になれば若い者と入れかわつていく、こういうのが本旨でございます。こういうふうな建前は、世界各國とも停年制のなるところはほとんどないと思つていいと思ふのであります。ただいま御指摘の点は、要するにそういう停年制を機械的に一律に定めてしまふといふ若朽の淘汰ができないし、いふ者でおかなくてはならぬ者が、途中でやめさせられなければならぬ、さういふか。こういういふは、全体の公務員から申しますならば、そういう特殊な場合に対する配慮が欠けてはならぬという御注意かと思ふのであります。その点はまことにその通りでございます。職員の職と申しましても、あるいは御指摘のように人といふふうには申しませんが、結局特定の人が訓練を多く要するやうな地位によつて初めてその人は価値を持つわけでございます。どこへ持つて行つても使えぬ人といふ者はおらぬわけでありまして、ですか。

○説明員(鈴木俊一君)　停年制というのは、要するに職員の概数を観察いたしまして、多くの職員、通常の能力を備えて居る者は、一定の年令まで勤めて、そのかわりにある時期になれば若い者と入れかわつていく、こういうのが本旨でございます。こういうふうな建前は、世界各國とも停年制のなるところはほとんどないと思つていいと思ふのであります。ただいま御指摘の点は、要するにそういう停年制を機械的に一律に定めてしまふといふ若朽の淘汰ができないし、いふ者でおかなくてはならぬ者が、途中でやめさせられなければならぬ、さういふか。こういういふは、全体の公務員から申しますならば、そういう特殊な場合に対する配慮が欠けてはならぬという御注意かと思ふのであります。その点はまことにその通りでございます。職員の職と申しましても、あるいは御指摘のように人といふふうには申しませんが、結局特定の人が訓練を多く要するやうな地位によつて初めてその人は価値を持つわけでございます。どこへ持つて行つても使えぬ人といふ者はおらぬわけでありまして、ですか。

○説明員(鈴木俊一君)　停年制というのは、要するに職員の概数を観察いたしまして、多くの職員、通常の能力を備えて居る者は、一定の年令まで勤めて、そのかわりにある時期になれば若い者と入れかわつていく、こういうのが本旨でございます。こういうふうな建前は、世界各國とも停年制のなるところはほとんどないと思つていいと思ふのであります。ただいま御指摘の点は、要するにそういう停年制を機械的に一律に定めてしまふといふ若朽の淘汰ができないし、いふ者でおかなくてはならぬ者が、途中でやめさせられなければならぬ、さういふか。こういういふは、全体の公務員から申しますならば、そういう特殊な場合に対する配慮が欠けてはならぬという御注意かと思ふのであります。その点はまことにその通りでございます。職員の職と申しましても、あるいは御指摘のように人といふふうには申しませんが、結局特定の人が訓練を多く要するやうな地位によつて初めてその人は価値を持つわけでございます。どこへ持つて行つても使えぬ人といふ者はおらぬわけでありまして、ですか。

○説明員(鈴木俊一君)　停年制というのは、要するに職員の概数を観察いたしまして、多くの職員、通常の能力を備えて居る者は、一定の年令まで勤めて、そのかわりにある時期になれば若い者と入れかわつていく、こういうのが本旨でございます。こういうふうな建前は、世界各國とも停年制のなるところはほとんどないと思つていいと思ふのであります。ただいま御指摘の点は、要するにそういう停年制を機械的に一律に定めてしまふといふ若朽の淘汰ができないし、いふ者でおかなくてはならぬ者が、途中でやめさせられなければならぬ、さういふか。こういういふは、全体の公務員から申しますならば、そういう特殊な場合に対する配慮が欠けてはならぬという御注意かと思ふのであります。その点はまことにその通りでございます。職員の職と申しましても、あるいは御指摘のように人といふふうには申しませんが、結局特定の人が訓練を多く要するやうな地位によつて初めてその人は価値を持つわけでございます。どこへ持つて行つても使えぬ人といふ者はおらぬわけでありまして、ですか。

極的にまあ関係というわけにもいかぬと思いますが、先ほどお話し出ましたその条例の準則あたりでどう考えるか、あるいはまあ年度の条文中にも書いてありますいろいろな退職年金の考慮とか、職種に対する考慮とかいうものの解釈と申しますか、運用上どう考えるかという感じをどの程度盛らすかというところだろうと思ひます。私はまあ結局どういふ問題はそうてんでんばらばらに事実上できるものでもありませんし、まあ団体によって多少の特殊事情はあるだろうと思ひますが、まあ大よそ一般のところに、落ちつくところへ落ちつくのじゃないだろうか、どういふふうに考へておひます。

○小林武治君 盲ろう学校等ではあるいは県立あるいは市町村立とどういふものが別にあるかと思ひますが、これはどういふふうになりますか。

○政府委員(小林与三次君) これはやはり別々にいたしますと別々の条例でということにならうと思ひます。それでまあ盲ろう学校くらいになつてくると、これは非常に特殊でありますから、おそらくはその人事の異動などは私にはあまりないと思ひますけれども、それぞれ市町村では非常に特殊な職員として見なければならぬ場合がこれにはあり得ることだろうと思ひます。そういう場合にまあ特殊な技術職員などと一緒にそれぞれ例外を設けるといふようなことも考へられるのじゃないか。それは結局それぞれ団体の職員構成なり何なりに即して妥当に考へるよりほかはないのじゃないかと思ひます。

○小林武治君 ちよつと念のために伺つておきますが、県立のそういう学校

でやはり義務教育をやっている所もあるかと思ひますがどうですか。県立の学校で小中卒の要するに義務教育に属する盲ろう学校。

○政府委員(小林与三次君) これはあるはずでございます。

○小林武治君 その場合はどつちへ入りますか。

○政府委員(小林与三次君) ですからこれは当然県立のものは県の条例はもちろんでございます。それからさつきもよつと思ひ違ひしておりました、市町村立の盲ろう学校につきましても、給与負担法で府県のこちらの付則の適用がございまして、それですから県条例一本になります。

○説明員(鈴木俊一君) 午前中の加瀬委員からの御質問の点、印刷が参りませんので口頭で申し上げてよろしゅうございませうか。

○委員(松岡平市君) それは資料を出していただきます。明日は間に合いますか。

○説明員(鈴木俊一君) 間に合います。

○委員(松岡平市君) 間に合えば資料を出していただきます。

○小幡治和君 午前中ちよつと質問したのですが、この職の特殊性というのとは一体どういふことなんですか。たとえば工業試験所長とか農業試験所長とかそういうようなもの、特殊な職にある者は、一般は五十五にしてもこれは六十にするとかそういう考へ方なつていて専門がある。ですからそれが試験所長であろうと課務課長であろうと、要するに人間が特殊の者だからそういう者は技術者として、特別の技術者として、残すというのかそれはどういふのですか。

○政府委員(小林与三次君) これは職ですから個人の問題でなしに、特別のつまり研究、特別の研究職とかお医者さんの職とか研究所の職を指せる。その今あるいは因体労働に従事する、その今の守衛とかそういうものを抑えたりするといふ趣旨でございまして、人間の問題は結局個人の問題で、個人が全くかけがえのないといふことは当然にあり得るわけでございます。それはこの条文に入らずに一般のこの条例にそういう規定に当然にわれわれも入れるべきものだと思ひておひます。余人をもちよつてかえたい人はその限りでない、個人的にそういう事例は相当にあり得ると思ひます。そういう道はやはり開いておいた方が条例の運用上適当ではないかというふうな考へておひます。

○小幡治和君 そうすると、たとえば研究所長とか何とかというものを考へておるといふ話ですが、そういうものは平均的に別の年齢を作つていいということなのか、それともそういうところはこの限りにあらずと考へるか、そういうふうに考へるのか。それともそういうふうなところに特殊の技術の人が行くときには特殊の技術の人たちだけを考へると、そこに誰でも交替し得るような人がいた場合は適用ないのかどういふか。ここになぜ一体職の特殊性といふことをうたつたのであるのか。人の特殊性といふことをむしろうたうべきじゃないか。人の特殊性をうたわないう職業の特長性をうたつておひます。その職といふものに誰でも取りかえられるような者がいた場合、それだけでたまたまそ

の職にあるからといって制限からはずされるということはおかしい。またそういう職じゃなくても人としての持つておる特技、あるいは人として持つておる人格、そういうかけがえのないといふものはむしろ残すべきであるといふふうな思ひです。ですから法律に職の特殊性といふことを特に入れたらばむしろ人の特殊性といふものを入れた方が妥当であるかと思ひますけれども、その点はどうか。

○政府委員(小林与三次君) この停年制の一般制度をきめるきめ方の問題としてここに考へ方が出ているわけでございます。それでありまして、それを考へることをすればやはり職種といふものを基礎に考へざるを得ない。そういうものに考慮を払つて適当に考へるというところでございまして、その考へ方も団体が自主的に考へればいいのでありまして、特定の職種については除外するということも考へられるかもしれません。あるいは年齢の差を設けることも考へられるかもしれぬし、それは適宜に考へていくと思ひます。今おっしゃいました、いろいろそれと人間とは切り離せるかというところになれば、これは大抵の場合には、ある特殊な専門技術だからかけがえがないといふのがこれは通常でありまして、われわれのようなフリーランサーとは違ひまして、それぞれの専門職に長年いるそういう人は、ほかへ持つていって役立たぬわけでありまして、医者なら医者、研究員なら研究員として衝打があるわけだろうと思ひます。そういうものは職の特殊性で当然ではございませんか。しかしながら一般の文官で、一般の書記例とかでも、非常に特

殊な技能といふか能力を持つていて、そういう場合もあつて、この人がいなくなつては仕事の生き字引がいなくなつて非常に困るということもあり得ると思ひます。そういう場合は、それはむしろ個人々々の能力の問題でありますから、そういうものについても特別を設け得ることは当然考へていいのではなから、これは一般の制度の問題ではないか。個々の人の運用でありますから、運用し得る道だけは条例を定める場合において考へられて然るべきものだろう。ここに對するは一般的な制度を立て方の問題ですから職で押えた、このういふのでございまして。

○小幡治和君 そうするとたとえ学校の校長先生みたいなものは、職として一般職だろうと思ひますけれども、人格が非常によく教育者として、これは立派なものだといふふうなもの、ものを置いておきたいと思ひます。かえがたしといふものにそういうものは入るのですか。

○政府委員(小林与三次君) それは条例の書き方の問題であります。今おっしゃいましたような場合には、校長であるが、事務官であるが、雇員であるが、その人をもう少し働かしてもらわぬと困るという場合は、そういうものは一般的に、個人的にかけがえのないといふ人ならば、はづしていいといふ趣旨の条例を一項作つておけば十分運用がつく、このういふふうな考へておひます。これは結局個人々々の認定の問題でございまして、人事の運用の判断にまかすべき問題であると思ひます。

七

○小幡治和君 そういう点が一番大事だと思ふので、要するに停年制というものを作ると、どんなに立派な人でも、停年が来ればやめざるを得ない立場に追いやられる。それは非常に人物経済上残念だ。その弊が非常にありますから、地方の条例に任意にまかせるということよりもむしろ私は法律にそれをまつきり人の特殊性というものをうたつてもらつた方がいいのではないか。しかしこれがどうしてもこの際むずかしいということならば、先ほど自治庁で一つのひな形を作ると言われましたが、そのひな形にそういう点は強調していただきたい。それだけ希望いたしておきます。

○小幡武治君 受験手数料は何か制限がありますか。
○政府委員(小林与三次君) 制限は別にございませぬ。みな条例にまかしてあります。

○小林武治君 これはしかし多少の取り方、あるいは金額の問題があるかと思ひますが、何か幾ら以内というふうな標準はありませぬか。
○政府委員(小林与三次君) まあこれもあまりむづかしいことをやるはずもないと思ひますが、今おっしゃいました通り御懸念もあるようなら、われわれといたしまして一応のめどを示したいと思ひます。現在国家公務員では六級が五百円、五級三百円、四級二百円、こういふ受験手数料、これは人事院規程でござつております。それから地方の公務員の実績をみますともちろん手数料はとれないので、受験者一人当りの試験費用を調べた結果が最高七百円、最低百円、かかつております。われわれといたしましては国家公務員の

試験をこれはやはり基準に考えて、そうあまり非常識なことをしないように、そういうことで適当なめどを必ず示せるものなら示したいと考えております。
○小林武治君 今の問題は、受験する人にとつてはやはり新しい負担、こういうことになりまますから、たとえば国家公務員の手数料に準じたらよからうというふうな通牒でもお出しになるかどうか、何かそういう手だてが必要じゃないかと思ひますが、どうですか。
○政府委員(小林与三次君) これはごもつともございまして、受験手数料をとることにつきましては、そういう趣旨の試みを示したいと思つております。先ほど小幡委員のおっしゃいました点も十分考へて指導したいと考へております。

○佐野広君 これはなんですか、停年制は都道府県の条例でお定めになるというのですか。そうすると五十才のところもあつたり五十五才も五十三才も、いろいろ出ることを予想しておられるのですか、停年制の問題。
○政府委員(小林与三次君) まあ法律上はそれぞれの団体の職員でございましてから団体ごとにきめる。だからきめる所もあればきめない所もある。かりにきめるとすれば多少の食い違いも法律上の可能性はあるというところは申せると思ひます。しかし事実上はそう各団体ちがはななことが出来るわけのものじゃないだらう、大体似たり寄つたりのところできまるのじゃないかと思ひます。

○佐野広君 これは府県によつて、退職を勧奨しておるところがありますか。
○政府委員(小林与三次君) まあそれは結局、先ほど来いろいろ御議論の問題だらうと思ひます。そこであまりこれは自治体のことでもありませんから、やつちやいかんものですから、退職年金の制度との関連について適当な考慮を払ふといつた問題は、まあ大体若年停止という制度が恩給制度にありまして、これは現在五十五才ということになつております。やはりやめられるからには恩給ももたらえるようにということとがやはり物事の普通の常識的な考え方でしょうから、そういうことが一つめどとして考へられるものじゃないだらうか、こういうふうにお考へております。

○佐野広君 それでは先ほど小林委員からもお話があつた国家公務員とのならみ合せ、それから地方財政のいろいろな実情からして、府県によつてあまり差があるというところは、地方公務員全般についての関連上非常におもしろくない結果が出ると思ひます。そういう点ではあなたの方では基準は作らない、またそれは抑しつけなさらんでしようけれども、一応のお考へもあるでしょうけれども、これは一つよっぽど、貧乏県と富裕県との関係から考へ、それから構成等のこといろいろ

ね。ああいうふうなものはこういうふうなものになるのでしようが、やはりあれで五十才とか、まあ一般会社社なんかでも五十五才の停年とかいふ所も今のところあまりないようですけれども、そうすると隣の府県との違いなんというもので、自治庁としてこれを統制しないが、一応の歩調をそろえるというふうなお考へはないのですか。
○政府委員(小林与三次君) まあそれは結局、先ほど来いろいろ御議論の問題だらうと思ひます。そこであまりこれは自治体のことでもありませんから、やつちやいかんものですから、退職年金の制度との関連について適当な考慮を払ふといつた問題は、まあ大体若年停止という制度が恩給制度にありまして、これは現在五十五才ということになつております。やはりやめられるからには恩給ももたらえるようにということとがやはり物事の普通の常識的な考え方でしょうから、そういうことが一つめどとして考へられるものじゃないだらうか、こういうふうにお考へております。

実情は違ひますから、だからその辺はみんな同じ地方公務員ですから、しかもそれが地方公共団体としてみんな違つた団体に属しておるといふことになりまますと、その辺は相当親切な御高配をなさる必要が私はあるんじゃないかと思ひますが、特別な何かそういう方についてのお考へを明示なさる必要はないのですか。
○政府委員(小林与三次君) 今仰せられました通り、これは職員としてはきつめて重大な問題であります。それとまた団体にとつてもきつめて慎重を要する問題でもありますので、それで大よその基準を法律に書きまして、その基準を基礎にして考へるようには、そういう点はわれわれの方でも十分調査をいたしたいと思ひます。しかし団体によつて年令構成なども違ひます。そもそもこんなものは必要がないという団体も私は相当実はあるだらうと思ひます。必要だとかりにしまして、これらの、法律に出るのがやはり大よその基準であつて、そこまで至らんとするのならば、そこまでのことあるかもしれませんし、そこらのところは無理のないようなことを中心にして、それぞれの実情によつて弾力性を考へる考へるようには、それは慎重に考へたいと思ひます。

○小幡治和君 停年制を設けて年令というものをはつきりしますと、それによつて停年にかつた者に対してやめろというふうなことを言つた場合に、もしやめない場合はどういふふうな処置になりますか。
○政府委員(小林与三次君) これは停年制はやめるやめないにかかわらず、二月二十四日日本委員会に左の案件を付託された。

○小幡治和君 待命制度と休職制度とどう違ひますか。
○政府委員(小林与三次君) 休職制度は現在の制度としては、在職を前提にいたしまして、その間に病氣とか何とかで職がとれないと、それで職を休んで身分をそのまま継続させると、こういう前提でございまして、従来からあります待命制度はそうじゃないに、待命期間が過ぎれば退職になると、一応ある一定の期間を休んでおいて休んだ期間が終つたらその職を失う、いわゆる退職を前提にしておる制度でございまして。

○小幡治和君 待命をさせる場合の条件というものは、何か基準というものは出されるわけですか。
○政府委員(小林与三次君) この待命の条件と申しますと、結局、待命が行われますのは法律に書いてあります通り、職制の改廃か定員の減少で、いわゆる普通ならば機構改革をやつて行政整理をやるべきの条件でございまして。その場合にお尋ねの個人個人の選び方についての条件という意味なら、もうこれは全然考へておりませぬ。そこは普通の人事の運用で考へられてしかるべきものじゃないかと思ひます。

○委員長(松岡平市君) 本案に対する質疑はさらに次回に続行することとして、本日はこの程度にて散会いたします。

午後二時二十九分散会

二月二十四日日本委員会に左の案件を付託された。

○政府委員(小林与三次君) これは停年制はやめるやめないにかかわらず、二月二十四日日本委員会に左の案件を付託された。

一、入場護身税法の一部を改正する法律案（予備審査のための付託は二月十日）

二月二十五日本委員会に左の案件を付託された。

一、市町村職員共済組合法の一部改正に関する請願（第四九〇号）

一、軽油引取税創設反対に関する請願（第五〇二号）

一、東京都警察大学移転等に関する請願（第五一八号）

一、私鉄の事業税を所得課税とするの請願（第五二二号）（第五五二号）

一、軽油引取税創設反対に関する請願（第五三五号）

一、私鉄の事業税を所得課税とするの請願（第五三六号）（第五四四号）（第五五〇号）

一、公衆浴場業に対する固定資産税軽減の請願（第五四五号）（第五四六号）

一、市町村職員共済組合法の一部改正に関する請願（第五七二号）

一、市町村職員共済組合法の一部改正に関する請願（第五七二号）

一、市町村職員共済組合法の一部改正に関する請願（第五七二号）

一、市町村職員共済組合法の一部改正に関する請願（第五七二号）

一、市町村職員共済組合法の一部改正に関する請願（第五七二号）

一、市町村職員共済組合法の一部改正に関する請願（第五七二号）

一、市町村職員共済組合法の一部改正に関する請願（第五七二号）

一、市町村職員共済組合法の一部改正に関する請願（第五七二号）

一、市町村職員共済組合法の一部改正に関する請願（第五七二号）

一、市町村職員共済組合法の一部改正に関する請願（第五七二号）

一、市町村職員共済組合法の一部改正に関する請願（第五七二号）

一、市町村職員共済組合法の一部改正に関する請願（第五七二号）

一、市町村職員共済組合法の一部改正に関する請願（第五七二号）

一、市町村職員共済組合法の一部改正に関する請願（第五七二号）

一、市町村職員共済組合法の一部改正に関する請願（第五七二号）

一、市町村職員共済組合法の一部改正に関する請願（第五七二号）

一、市町村職員共済組合法の一部改正に関する請願（第五七二号）

一、市町村職員共済組合法の一部改正に関する請願（第五七二号）

一、市町村職員共済組合法の一部改正に関する請願（第五七二号）

一、市町村職員共済組合法の一部改正に関する請願（第五七二号）

一、市町村職員共済組合法の一部改正に関する請願（第五七二号）

一、市町村職員共済組合法の一部改正に関する請願（第五七二号）

一、市町村職員共済組合法の一部改正に関する請願（第五七二号）

一、市町村職員共済組合法の一部改正に関する請願（第五七二号）

一、市町村職員共済組合法の一部改正に関する請願（第五七二号）

一、市町村職員共済組合法の一部改正に関する請願（第五七二号）

一、市町村職員共済組合法の一部改正に関する請願（第五七二号）

一、市町村職員共済組合法の一部改正に関する請願（第五七二号）

一、市町村職員共済組合法の一部改正に関する請願（第五七二号）

一、市町村職員共済組合法の一部改正に関する請願（第五七二号）

一、市町村職員共済組合法の一部改正に関する請願（第五七二号）

一、市町村職員共済組合法の一部改正に関する請願（第五七二号）

サービス等は多年の経験技術を必要とするものであつて当然、本業に対する事業税は第三種事業税の範ちゅうに属するものであるから、すみやかに公衆浴場に対する事業税(現在、第二種)を第三種事業税に指定せられたいとの請願。

第五五〇号 昭和三十一年二月十七日受理

私鉄の事業税を所得課税とするの請願

請願者 福岡市大名町一西日本

鉄道株式会社取締役会

長 野中春三外十一名

紹介議員 松野鶴平君

この請願の趣旨は、第五二二号と同じである。

第五五一号 昭和三十一年二月十七日受理

私鉄の事業税を所得課税とするの請願

請願者 名古屋市中村区笹島町

一ノ二二三名古屋鉄道

株式会社取締役社長

千田憲三外十名

紹介議員 小酒井義男君

この請願の趣旨は、第五二二号と同じである。

第五五二号 昭和三十一年二月十七日受理

私鉄の事業税を所得課税とするの請願

請願者 岡山県和气郡備前町

一、二九八藤田興業株

式会社片上鉄道事務所

内 伊藤三治郎外十二名

紹介議員 仁田竹一君

この請願の趣旨は、第五二二号と同じである。

である。

第五七二号 昭和三十一年二月十七日受理

市町村職員共済組合法の一部改正に関する請願

請願者 長崎市 田川務

紹介議員 秋山俊一郎君 西岡ハ

ル君 藤野繁雄君

この請願の趣旨は、第四九〇号と同じである。